

## 総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和3年6月21日（月）  
午前9時25分 開会  
午後0時10分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真  
副委員長 竹中 理  
委員 浅田 徹、井上 正治、  
奥村 忠俊、田中藤一郎、  
土生田仁志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 西田 真

# 総務委員会（分科会）次第

2021年6月21日（月） 9：30～  
第1委員会室

- 1 開会
  
- 2 委員長あいさつ
  
- 3 協議事項
  - (1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉
    - ア 委員会審査
  
    - イ 分科会審査
  
  - (2) 意見・要望のまとめについて
    - ア 委員会意見・要望のまとめ
  
    - イ 分科会意見・要望のまとめ
  
  - (3) 市民との意見交換会について
  
  - (4) 閉会中の継続審査申出について〈4頁〉
  
- 4 その他
  
- 5 閉会

## 令和3年第3回豊岡市議会（定例会）議案付託表

### 【総務委員会】

- 報告第9号 令和2年度豊岡市土地開発公社の決算及び清算終了の報告について  
第56号議案 物件購入契約の締結について  
第58号議案 工事請負契約の締結について  
第59号議案 豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について  
第60号議案 豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
第61号議案 豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について  
第62号議案 豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について  
第68号議案 高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

### 【総務分科会】

- 報告第5号 専決処分したものの承認を求めることについて  
専決第13号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）  
報告第6号 令和2年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について  
第69号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）  
第76号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）

【総務委員】

委員長	西田 真
副委員長	竹中 理
委員	浅田 徹 井上 正治 奥村 忠俊 田中藤一郎 土生田仁志

7名

【説明員】

<b>議会事務局</b>	
議会事務局長	熊毛 好弘
議会事務局次長	安藤 洋一
<b>政策調整部</b>	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 —(行財政改革担当)—	正木 一郎
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	土生田 哉
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	小野 弘順
政策調整課長	井上 靖彦
政策調整課参事 —(行財政改革担当)—	若森 洋崇
財政課長	畑中 聖史
財政課参事 —(学校跡地利活用担当)—	久保川 伸幸
防災監	宮田 索
防災課長	原田 泰三
<b>総務部</b>	
総務部長(会計管理者)	成田 寿道
総務部次長兼ジェンダーギャップ対策室長	土田 一篤
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
ジェンダーギャップ対策室参事	岸本 京子
人事課長	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 実

<b>地域コミュニティ振興部</b>	
コミュニティ政策課長	若森 和歌子
<b>市民生活部</b>	
税務課長	宮崎 雅巳
<b>城崎振興局</b>	
地域振興課長	谷垣 一哉
<b>竹野振興局</b>	
地域振興課参事	山根 哲也
<b>目高振興局</b>	
地域振興課長	中川 光典
<b>出石振興局</b>	
地域振興課長	今井 謙二
<b>但東振興局</b>	
地域振興課長	大石 英明
<b>会計課</b>	
会計課長	三笠 孔子
<b>消防本部</b>	
消防長	吉谷 洋司
消防本部次長兼総務課長	井崎 博之
消防本部参事兼豊岡消防署長	川見 真司
予防課長	上田 有紀
<b>選挙管理委員会・監査委員事務局</b>	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

説明員計 16名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
計	24名

## 午前9時25分 委員会開会

○委員長（西田 真） 皆さん、改めましておはようございます。今日は早朝より総務委員会ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ワクチン接種のほうも順調に進んでいるという情報もありますんで、皆さん方もなるべく早くしていただきたいと思ひます。これは強制でも何でもありませんので、任意ということになってますけど、なるべく皆さん接種していただきまして、市民の皆さんにうつさない、自分もうつらないという格好で、家庭内も含めてそういう格好でいろいろと地域の方にも周知をお願ひしたいと思ひます。

また、梅雨どきということですけど、今日は32度とかいうような予想もありまして、非常に暑い天気がこれからまた続きそうでありますけど、皆さん、熱中症とか、特にちょうど季節の切り替わりでもありますんで、体温調整もなかなか、まだまだできてないと思ひますんで、どうぞご自愛していただきまして、頑張っていたきたいと思ひます。

それでは、これより始めますんで、着座で進めさせていただきます。

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆さんは、SideBooks上のフォルダ、ホーム、総務委員会、総務03.06.21が本日の委員会のフォルダであります。そこに本日の委員会の資料を配信しております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願ひいたします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

まず、報告第9号、令和2年度豊岡市土地開発公

社の決算及び清算終了の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の33ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 報告第9号、令和2年度豊岡市土地開発公社の決算及び清算終了についてご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定により報告するものでございます。

38ページをご覧ください。まず、決算についての説明で、1、事業報告書の（1）の事業概要でございます。

本市土地開発公社は、令和2年10月19日の第3回の公社の理事会におきまして解散の同意議決を行った後、同年12月23日に市議会の議決をいただきまして、県知事に対して解散の認可申請書を提出いたしました。そして、本年1月22日付で解散の認可を受け、解散したということになっております。

令和2年度の解散までの事業実施の結果、178万9,261円の損失を計上いたしております。

40ページには、役員に関する事項を記載しております。

42ページ、43ページには、解散の日までの決算報告ということになっております。

44ページの3、財産目録をご覧ください。解散の時点での現金預金は、そこに記載のとおり、（1）で現金及び預金はございますが、8,868万2,939円であります。

また飛んでいただきまして、48ページ、49ページをご覧ください。これが決算時での公有用地と代替地の明細表というものでございます。上段と下段の合計で、面積が37万5,828.7平方メートル、金額が合計で1億6,797万4,855円、これが、後ほど説明いたしますが、清算により豊岡市に引き継がれるというものでございます。

続きまして、58ページをご覧ください。清算終了についての説明でございます。

1、清算事務報告書の(1)清算手続のイに記載しておりますとおり、公有地の拡大の推進に関する法律の規定によりまして、2月の10日、12日、15日の3回にわたりまして官報に公告を掲載いたしまして、この公社の解散の告知と債権の申出の催告を行いました。

ウに記載のとおり、債権の申出はなく、清算事務に必要な経費を除いた残余財産が確定し、先ほど説明いたしましたでしたが、現金8,857万6,488円、土地が5筆ですけれども、37万5,828.7平方メートルを市に引き渡したということになります。

そして、エに記載のとおり、清算終了の登記を5月13日ですけれども、完了いたしまして、県知事への清算終了の届出も5月18日に行いまして、手続は全て終了しているということになります。

59ページの(5)で清算期間中の収支状況というのがありますので、それをご覧ください。

収入としましては、先ほどから申し上げております解散時の現金預金が8,868万2,939円、預金の解約の利息で1,228円、合計8,868万4,167円となっております。

支出は、先ほど申し上げました官報掲載料3回分で10万7,679円、差引きとしまして8,857万6,488円が残余財産と一致するということになります。

60ページ以降に、収支状況表ですとか、清算書等を掲載しております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員(井上 正治) 二、三点お聞きしたいと思います。

清算をされるということなんですけれども。前々から私思ってたのは、結構8,800万円近くのお金がずっと推移していたような気がするんですけど

も、この辺の8,800万円というものの根拠といえますか、そういうものがどこかにあれば、ちょっと説明を願いたいということと、それから土地の評価額と、それから実際の市が出してる1億6,797万4,855円かな、これが普通のそこの残ってる土地の、何ですか、簿価といえますか、差が結構市との考えというのが、いつも生じておるんですけども、その辺の差というのはどの程度あるのかないのかという点をご説明いただいたら、ありがたいんですが。

○委員長(西田 真) 畑中財政課長。

○財政課長(畑中 聖史) まず8,800万円の根拠ということなんですけれども、ちょっとどういったことなのかですけど。

○委員長(西田 真) 井上委員。

○委員(井上 正治) 8,800万というのが前々から、大体この程度のお金が、結構大きな現金がいつも残ってるなという思いはしたんですけども、これはもともとそういうものが必要であったのか、一番最初から、公社を立ち上げた頃に現金が本当に、どのような形でこれが収支として生まれてきたのか、その辺の内容。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○財政課長(畑中 聖史) 土地を取得しまして、例えばそれが1,000万円の土地であれば、1,000万円を銀行から借りて土地を購入することになります。それを売る際には、それ売った時点での利息も含めて市に買戻しをいただくと、その際には事務費というのを土地の金額に応じて市からもらうことになります。その事務費が結構積み重なったものが何年も何年もたって、最終的に幾ら残ったんだっていうのがたまたま8,800万円。その中には1,250万円のいわゆる資本金っていうのはございますけれども、基本的に簿価どおりで市には買戻してもらいますので、ちょっとずつちょっとずつ事務費が残ったのがたまって行って、結果としての8,800万円だと理解していただければと思います。きっちり分析しようと思っても、その辺がちょっと何でかなというところは実際、正直あり

ます。

それと2点目ですけれども、評価額と簿価ということで聞かれておりました。先ほど申し上げております1億6,700万円っていうのは、いわゆる簿価になります。評価額ですけれども、これは実際、評価していませんので、幾らになるかっていうのは今、正直分からないところでございます。以上です。

○委員長(西田 真) 井上委員。

○委員(井上 正治) もし分かれば、その辺の差が実際あるのかないのかいうことで、これまででもいろんな形で駐車場ね、あそこのカバンストリートにある土地でも相当額が高い評価といたしますか、なってる思いがあるので、市の売買、土地の売買というのは、そういうもんかなという思いはするんですけど、通常の価格と比べたら非常に高いような感じをいつも感じるもので、その辺が行政の会計の普通の在り方なのかどうかということについて、いつも私は疑問を呈してたんです。どんなことかちょっと、それが行政のやり方であるということであればいいわけですけど、その辺のご説明というのはありますか。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○財政課長(畑中 聖史) 公社が直接、分譲地として売買をされているような大きな公社も他市であるようですけども、豊岡市は基本的に、一部、直接、民間の方に、個人の方に売却した土地はありますけれども、基本は市に買戻しをしてもらうというのが原則といたしますか、で豊岡市の場合には行っておりました。公共事業等で必要だということで土地を買っておりますので、結構言い値で買ってる部分もあるかと思えます。買った金額で市には買戻しをもらうということですので、土地開発公社は基本的に、もうけようとはしませんが、損もしないというような立場で市に売っておりますので、このような、恐らくは評価額とはかなり差が空いてるような金額でのやり取りになってるのかなと思えます。

今回、市に引き継ぐ土地の大部分が八代、小河江の土地になります。ほとんどが山の部分になります

ので、その分を見ますと、恐らく評価額は半分ぐらいになってしまうのかなと思っております。民間への売買、売却を考えておりませんので、評価はちょっと行っておりませんけれども、そのようなことをご理解いただけたらと思います。以上です。

○委員長(西田 真) 井上委員。

○委員(井上 正治) それから、八条の土地が代替地として残ってますね。現状がどのようなものなのか、ちょっとその辺をお知らせいただいたらよろしいんですけど、もし平面図等があれば分かりやすいんですけども、八条の自動車跡地かな。(発言する者あり) どの辺がどうなってるかということが分かればありがたいんですけども、ちょっと現状を口頭で教えていただけますか。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○財政課長(畑中 聖史) 八条の土地のことをお聞きになりました。面積としましては524平米ほどになります。これは旧自動車教習所があったところなんですけれども、大分、市に売却等行って、今残っているのが、国道312号線から見ますと、放課後児童クラブがあるところの一段下のところに、シャッターの下りた倉庫があるのが認めていただける、ちょっと今、何も図面等ありませんので、その車庫が建っている敷地を公社が持つておるといようなことで、それが約524.7平米ということになります。図面等は今ございませんので、また後ほど共有システムのほうにでも保存させていただきたいと思えます。以上です。

○委員(井上 正治) 了解しました。よろしいです。

○委員長(西田 真) よろしいか。

それでは、図面のほうはまた登録をよろしく願いたいと思えます。

ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) それでは、質疑を打ち切ります。特にご異議はありませんですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) よろしいですね。

特にご異議はありませんので、報告第9号は、了

承すべきものと決定しました。

次は、第56号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 67ページをご覧ください。56号議案、物件購入契約の締結についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、消防団に配備しております資機材のうち、老朽化した消防ポンプ自動車1台と小型動力ポンプ積載車3台、小型動力ポンプ1台を更新するためのものです。

契約方法は指名競争入札、契約金額は5,390万円で、その他は記載のとおりでございます。

なお、本年度、城崎消防団の第1分団の車両につきましても更新を予定しておりますが、城崎消防団から、4月に、町の地域特性やそれに伴う分団への車両配置バランス等を勘案して、いま一度ちょっと導入車種について検討したいという申出を受けまして、その後、消防団で協議やら、それから実際の車両なども見に行かれたりとかってというようなことを経て、ようやく6月7日に決定を見たというようなことがございまして、その関係で今回の入札からは、城崎の消防団の1台につきましては除かせていただいております。この件につきましては、また8月に改めてこの入札を予定し、年度末までの納車を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） ちょっとお尋ねしたいと思います。

今回の入札において、小型動力ポンプは竹野に1台入ってますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）この分については、小型動力ポンプだけというのは、どのような流れの中で、積載車というのは必要でなかったのか。その辺の流れ、普通だったら、積載車と小型動力ポンプとセットじゃないかなという思い

はするんですけど、どうなんですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 小型動力ポンプ積載車っていうのは、ポンプを積んだ、少し消防ポンプ自動車より小さい車両ということになりますし、小型動力ポンプっていうのは、竹野につきましては、小型ポンプを車に2台載せをしてるところもございまして、いわゆるその分が更新となるということなんで、あくまでも小型動力ポンプ単品の更新ということになります。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 再度、そういった積載車は替えない、小型動力ポンプのみ更新をするという理解でよろしいですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 竹野につきましては、第3分団の今、委員おっしゃられるような形での更新になります。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 積載車は別段更新する必要はないというふうに理解して、まだ新しいというような、寿命があるということですね。はいはい、分かりました。

それから、毎度出るんですけど、やはり再度なんですけどね、いつも競争入札されるんですけど、恐らく数社かな、10社ぐらいあると思うんですけども、いつも吉谷さんが落とされるんですけど、やっぱりこれは、ここが一番安くて、性能がよくて、トラブルがないというふうに理解したらよろしいですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 今回も10社入札の申込みがありまして、1社辞退というようなことで9社ということになりました。なかなか明確な回答ではないかもしれませんが、いずれも仕様書に基づいて、いろいろなメーカーそれぞれ製造は可能だというふうには考えてるんですけども、結果的に今回も吉谷機械製作所が落とされたということで、特段どうこうという理由はありません。以上で

す。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 分かりました。恐らくそれで十分こちらの求めるものといろんなことが合致して、金額も入札ですから、ここが一番適切だろうということで理解をしているつもりなんですけど、いつも吉谷さんだなどと思っておりますんで、特別に大きな問題がなければいいです。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員（竹中 理） 関連で。

○委員長（西田 真） 竹中副委員長。

○委員（竹中 理） 先ほどの井上委員の関連ですけど、開票結果表っていうのは公開されてるのかどうかっていうのと。（発言する者あり）あつ、出ます、ホームページ、はい、分かりました。

それと、あと入札率みたいな感じ、分かれば教えてください。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 予定価格、すみません、しばらくお待ちください。

○委員長（西田 真） はい。

暫時休憩します。

午前9時45分 委員会休憩

午前9時45分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に続き会議を再開いたします。

どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 90.9%ぐらいというようにことになります。以上でございます。

○委員長（西田 真） 竹中副委員長。

○委員（竹中 理） いい。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（竹中 理） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） ここでお聞きしたらいいのかどうか分かりませんが、消防団員の充足率とい

いますか、そういうものというのはどうなんですかね。消防団員がなかなか、もう少子化でやっぱりと言う部分で非常に集まらないというふうにはお聞きはしてるんですけども、今後いろんな意味で大変だとかいうことの流れというのは、将来的にはどのようにお考えなのか、どうなんでしょう。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 定員自体は2,230ということでずっと変わらない、合併後のまま、そのまま引き継いでいるというようなことですが、実際の消防団員さんは今2,000人を切っております。非常に充足率が低くなってる場所もありまして、実は竹野消防団では、やはり、いわゆる村部といいましょうか、竹野南の地域で消防団の団を維持していくということが、非常に高齢化もありますし、難しいというようなことがございまして、来年4月を目指しまして、団の分団の構成だったりとか車両の配置だったりとか、そういったもろもろのことの再編を今なさろうとしているところでございます。実際には定数も少し減らしてというようなことにもなります。そういったことも今、目指されているというような状況です。ほかの地域でも、まだそういった編成の見直しだったりとかっていうようなことは、具体的には出てきてはないんですけども、もともとの定員の配置が多くて、実際そこまでの充足が非常に苦しいっていうようなところも幾つか聞いてますので、そういったことも併せまして今後、そういった再編なんかは加速化してくるというようなことも考えられると思います。市としましても、やはり消防団のご意向だったり、地域のご意向だつたりを踏まえて、そこの辺りは検討していかなくてはならないと考えております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） ちょっと方向がずれたんですけども、ちょっと気になったものでお尋ねしました。本当に市民の財産や命を最前線で守っていただくという重要な任務を担っていただいておりますので、感謝を申し上げるしかないんですけども、やはりこ

れからの状況というのはそういうことが危惧されますので、適切、言ってみりゃバランスのいい消防団員の配置ということも考えていただきながら、任務に当たっていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい、いいです。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。  
浅田委員。

○委員（浅田 徹） 今の説明に関係して、城崎消防団については、何か地元の要望、意見を精査した上でということ。

ただ、普通、消防団というのは、消火活動になりますと、やはりもう公設が何せ現場一番だと思っております。それから装備、設備は、やはりもうこれは公設にしっかりとということと、やっぱりこういう消防車、もうポンプ、いろんな操作、複雑になるほどなかなかこれ、やっぱり消防団員、大変かなと。そういうことも含めて、どの辺までの範疇で地元要望、どれも高性能のあるわけですけども、非常にそういう扱う技術も含めてね、一般的な汎用的な装備があれば、私は十分かなとか思っているんですけど、今回どのようなところで、個性といいますか、そういうことを考えておられるかっていう説明をお願いします。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 今の件なんですけども、城崎消防団で課題となっていたのが、非常に城崎町内、道が狭いですし、そういった中で今の消防ポンプ自動車はいわゆるCD-Iの車だと非常に、出力というか、能力は高いんですけども、そこまでの大きさじゃなくてもいいんじゃないか、取り回しの関係とかで、というようなことの議論が一つありまして、城崎町内全てのCD-Iというようなことの配備になって、少し車両、車種のバランスといたしまししょうか、もう少し小型のやつでも配置して、例えば応援に行ったりとかっていうことができないかというようなことを、椿野団長以下そういった要請がございまして、一度ちょっと再検討したいというよ

うなことで、本当のまちの地域の特性といたしまししょうか、そこに基づくものでして、いわゆる車両のいろいろ個々の能力云々かんぬんというよりも、むしろそれ大型にするのか、少し小さくするかみたいなところのほうが多かったのかなと思っております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 分かりました。私、心配してますのは特に城崎温泉街、それともう一つは出石町内、やっぱり街区消防計画を立てて、非常にあの狭い路地まで消火活動、公設でいくわけですけども、そういう計画に基づいて、各消防団も配置計画も含めて今プログラムをされてます。それに応じた、また、現場主義ですので、そういうことも勘案しながら、今後、やっぱり適正な車両の、特に大きいですね、大きいからいいんじゃないかと、やっぱり機能的なそういう車種の選定というのは強く願ひしておきます。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。（発言する者あり）

奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） さっきお話もあったんですけども、団員の確保というのは、出石のほうでも確保はなかなか難しいという意見を聞くことがあるんです。それで、機械の性能はよくなってきていることありますけども、やっぱり人数がそろわないと、いつも皆さん仕事してるわけですから、全員が参加するっていうことはなかなかあり得ないわけですね。そういう点からすると、機械の性能の向上と併せて団員の確保という点では、どうなんでしょう、必ずしも団員がいっぱいなくても、消火活動その他には支障はないというようなことなのか、あるいは、不足している部分があつて、その確保に一生懸命頑張ってるというようなことであるのか。そういった見通しといたしますか、についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 今のご指摘なんですけども、竹野の場合はもう明らかに人口減少というこ

ろが大きくて、維持することができないというようなことです。幸い火災が件数的にはそんな多くない地域ではありますけども、本当に移動距離であったりとか、その再編に伴ってどのような時間的なロスがあるのかとか、団員の配備の配置なんかに影響を及ぼすのかっていうようなことは、さんざん検討した上で、より応援し合えるような体制での再編を考えとられるっていうようなことをございます。ですので、今の竹野の場合はそういったような理由からになります。

竹野に限らず、今ご指摘のございました消防団員の人数が、本当に少しずつですけども、減少してきているという実態がございますが、今のところ、常備消防さんおられますけども、火災のときに、竹野の問題を除きますと、それほど何か具体的な課題が発生しているかということは、今のところ、ちょっと聞いてはございせんが、行く行くはそういうようなことになってしまう可能性がございますので、今のうちにそういったところの検討をしているというような状況でございます。

ただ、団員不足につきましては、普通に募集をして入ってきていただけるかということ、日中、仕事を持たれながらという方ばかりですので、非常に即効性のある何か対策があるのかと言われると、ございせん。国のほうも実際、今、検討会などでいろんな条件面の整備だったりとか、あと、いわゆる活動面の、負担軽減などの検討も今なさっております。来年、今年の夏ですか、もう既に後半戦が始まっております、今ちょうど国のほうでは、そういった団員の活動の負担の軽減なんかについても検討を始められてるというようなところなんです。ですので、団員の募集も、区長さんを通じましてさせていただくっていうようなことにもなります。ですけども、あわせて日頃の活動を少しでもモチベーションを下げずに負担が軽減できないかというようなことも、ちょっと今、内部、事務局でちょっと検討しているというような状況です。以上でございます。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 皆さんお勤めしとんさるもん

ですからね、なかなか、まちの中にいるという、そういう状態ではないというのもあると思うんですけど、だんだん若い人が減ってきてますんでね、そういう点では消防団の方々に負担をかけるなどいうふうにも思うんですけども、それを補うという点ではどうなんでしょう。あした、あさってという意味ではないですけどね、しかし、方向としては若い人が減ってきているっていうことがあるので、また消防団の、じゃ、活動が負担になるというふうに言われてる人もあったりして、入ってない人もやっぱりあるんですけどね。そういう点では、機械の性能と併せて団員の確保という点では、具体的な方針を掲げて持っておらんのかどうか、何でこうなるのだろうかというような予想も立てながら、それに備えて、こういうふうなことしてるとか、心配していただく必要はなくて大丈夫なんだというようなことがあれば、聞かせていただきたいなと思います。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 団員数の減少の関係につきましては、残念ながら大丈夫ですっていうようなことは全くなくて、今言いましたような形でソフト対面といいましようか、少しでも活動の支障のない範囲で負担を軽減して、入りやすくするような、入団していただきやすいような取組っていうのは今後検討していきたいなっていうのは一つございます。ですけども、具体的にちょっとこれとこれとっていう形での、今のところ、方針を定めてるっていうところまでは至っておりませんので、今の国の検討なんかも踏まえて、その辺りの具体化を図っていきたくて考えております。

機械装備につきましては、確かに装備充実してきておりますし、安全面の対策なんかも向上しております。ですけども、その点いろいろと、団員の手を使わなくても例えば自動で操作できたりとかいうようなところも工夫がなされておまして、毎回毎回、車なんかの納車のときには中間だったりとか事前だったりの打合せを踏まえて、いろいろ団員さん方に実際の車両を触ってもらって、導入に至ってるというようなことがございますので、その辺りは問

題ないものと考えております。以上でございます。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（奥村 忠俊） 頑張ってくださいますように  
よろしくをお願いします。

○委員長（西田 真） ちょっと今、議題いろいろ  
と質疑があったんですけど、消防団の定数と現状の  
団員数ですね、その一覧表をちょっとまたアップし  
といていただけますか。

○防災課長（原田 泰三） はい。

○委員長（西田 真） よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決す  
べきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よ  
って、第56号議案は、原案のとおり可決すべきも  
のと決定しました。

次は、第58号議案、工事請負契約の締結につ  
いてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

川見消防本部参事兼豊岡消防署長。

○消防本部参事（川見 真司） それでは、議案書の  
73ページをご覧ください。第58号議案、工事請  
負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、豊岡市消防本部の高機能消  
防指令センター更新整備事業をするものであり、条  
例の規定により議会の議決を求めるものでござい  
ます。

契約方法は随意契約で、契約金額は5億8,30  
0万円、消費税込みでございます。

契約の相手方等につきましては、記載のとおりで  
ございますので、ご清覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 高機能消防指令センターの更  
新整備ということで、主な装置ということで4点ほ  
ど上げてございますけども、現状のシステムと今度  
更新されるシステムとの相違点というのがどうい  
うものであるか、そして、職員の軽減はあるのかと  
いうような点をご説明いただきたい。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○豊岡消防署長（川見 真司） まず、機能自体が新  
しくなったってことはありません。今の施設を  
そのまま新しいものに更新いたします。

それから、主な内容としましては、指令台のモニ  
ターを現在の3台から4台に増設して、大規模の災  
害時等に必要なデータをより多く表示することが  
できます。それから、車載型の映像送信システムを、  
タブレットを今回導入しまして、現場等の状況をリ  
アルタイムに映し出すことができます。また、その  
映像を指令台の、前のほうにある50インチのモニ  
ターに映し出し、最大4面を使用して、多目的情報  
表示板に映し出すことができます。あとは車両の運  
用端末装置なんですけども、これを各車両に搭載し、  
出動のための情報であったりとか、あと覚知時間、  
災害場所等を送ることができます、それにつきましては、ナビも兼ねているんですけども、より高性能  
な詳細なナビシステムを備えているということに  
なります。

それから、職員の負担軽減といいますが、それに  
つきましては、人数のこともあります、今の中  
では多少は性能がよくなっているので、出動の時間  
であったりとか、それから覚知から指令を出す段階  
で、時間の軽減というのは図れるかも分かりませ  
んけども、職員の負担についても、操作面の関係だ  
と思いますが、その辺については、実際に運用を  
開始する前に試験をさせていただきますけども、それ  
ですごく負担が減るということは特にはないと思  
っております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 了解しました。

それで、高機能の消防施設を整備されるということの中で、やはりいい物を入れれば保守もしっかりしていかなきゃいけないということになるとは思いますが、保守点検料というのは、大体経費というのは、年間どの程度見積もっておられるんですか。また、この機器の耐用年数はどの程度なのか、もし分かれば教えていただきたい。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） まず、保守契約の関係ですけれども、保守契約につきましては、5年の保守契約というようなことで、6, 116万円ということになっております。

○委員長（西田 真） 耐用年数。

○消防本部参事（川見 真司） 耐用年数につきましては、あらかじめ10年程度ということで聞いています。消防本部につきましては、10年を更新の目安ということでは考えております。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 分かりました。地域、市の全体の指令センターですから、やはり迅速に、分かりやすく、丁寧にお知らせをしたり、予防したり、災害のときには出動したりということになると思いますので、しっかりとしたシステムを使いこなして、市民の安全を守っていただきたいと思っておりますけれども、これまでも、これは有効に活用していただきたいと思っておりますし、それから1点、再度、前もお聞きしたことがあると思うんですが、有事の際に字名の言い方がありますね。例えば日高でいうと祢布地区ありますよね。祢布地区というのも結構あの辺がずっと、国道が、旧312号線かな、から、それから祢布トンネルの手前のほうでいけば広くて久斗の近くまでありますよね。実は数年前に火災があって、祢布地区って言われるんですけど、ほとんど久斗ですわね、であったり。例えばもう少し上がると石井と十戸の字境、稲葉川から三方寄り、橋を渡ると、あれ十戸じゃない、石井なんですか、石井なんですか。あそこで火災が実際ありました。ほんで、石井と言ったら、もう少し上がったバス停があるとところが石井になるわけですが、相当場所が

離れてるんですけども、一くくりで例えば石井だったり、祢布だったりという形で放送が流れるわけですが、もう少し小分けをして何かいい方法というのがないのか。今タブレット、スマホなんかでは地図が表示はされますけれども、第一声として自動的に流れるもので、分かりにくいということがあるので、その辺をどのように、今後やっぱりきちっとした、この際ですから、できる限りもう少し細やかな放送内容にならないのかなという思いはするんですけども、その辺はいかがなんでしょうかね。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） 基本的なことにつきましては、119番の受信時の相手さん、発信者さんですけれども、要請者の言われる住所が全てだとは思っていますが、その中におかれまして、多分そういうふうなところというのはたくさんあるはずだとは思いますが。その件につきましては、なるべく検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、今の現状のままになる可能性ももちろんありますので、少し精査させてほしいと思っております。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） なるべく、それがもし、できないということをきちっと精査していただいて、できるだけ分かりやすくというふうに思います。本当に石井のときの火災のときには、ほとんどが上側の石井に行かれたと思います。実際、火災は手前の十戸と言ってもおかしくないエリアでしたもので、やっぱりそういう部分というのがありますので、いい方法があればまた模索していただけないか。ちょっと、今、私の、どういう提案というのはいらないんですけども、もう少し流れを分かりやすくしていただいたらありがたいなという思いがいたします。消防団にもそういうふうな状況であったということが現実ですので、それは対応をできるだけ細やかにお願いできたらというふうに思います。いいです。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） ちょっと分からないので聞かせてほしいんですけども、契約金額は5億8, 30

0万円になっておるんですけども、先ほど説明聞いておりますと、新しく替えていくんですけどね、機能の更新ではないという言い方があったと思うんですね。それで、井上さんの質問でよくなったかというふうに聞くと、多少よくなったということなんですけども、僕はちょっとよく分かんのですけども、現在のものが非常に古くなったということがあって、替える必要性が出てきたと、これはよく分かるんですけどね。どの程度かと思ったら多少よくなったということなんですけども、その意味がちょっと分かりにくくて、新しいの入れるんですから、革命的に変わるということではないにしても、今度入れるものは新しいから非常によくなったんだという、こういう説明なら納得がいくんですけども、大方6億円近い金で契約するんですけどね、もう全く素人なんで、分からないんで聞くんですけども、この機械を入れることによって、こういう点がプラスされるんだとか、これまでとは違うんだという、そういう説明が本来ならなされるように思うんですけども、多少はよくなったということと言われると、多少ってどれぐらいだというふうに思うんですね。ちょっと説明をそこしてもらわないと、それだったらやはり替えてええんちゃうんかということにもなっても困るんで、少し丁寧に説明してもらえないでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） 13年経過しまして、もちろん古くなったということで改修をしなければいけないということもありまして、たくさんの故障があった関係で金額はもちろん上がっています。それから、もう部品がありませんということもあります。画期的によくなったかはお伝えしにくいんですが、パソコンの性能が最新のものになりますので、その分につきましては、119番から受信して出動までの時間の短縮が図れるとは思っておりますが、ほかは特に大きなことがあるかと言われましたら、先ほど説明したような、少し見た目がすっきりしたような感じにはなるとは思っております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 先ほどの説明も大体そういう説明だったんですけどね。5億8,000万円、6億円というお金が高いか、大きいか、小さいか、消防全体から見ると分からないんですけども、一般的には大きな金額だと思っておるんです。そうすると、長く使っていたものが使いにくくなってきたし、新しくしようということで今回出るんですけどね。やっぱりそうすると、再々、この短期間に替えるわけじゃないと思いますので、替える以上はやっぱりこれまでのよりも、ぐっと性能がよくなって、使いやすいくて、いざというときに非常に役立つという、こういう表現がしていただければ非常にPRしやすいんですけどね。この程度でなったということについてはどうなんでしょうか。予算の関係だとかそういうことがあって押さえたというものなのか、いや、そうじゃなしに、これで万全なんですということなのか。先ほどの説明では、ちょっと多少よくなったという説明があるもんやから、どうもその辺は納得もしにくいなと思ったんですよ。そしたら、1社しか入札、応募がなかったということもありますけども、消防機器の分についてはさっぱり分からないんでね、こっちも。だから、せっかく替えるのに多少はという表現はちょっと合わん、どうも納得できないんですけどね、どうなんでしょう。今説明したのも、画期的なやっぱり進歩してるということになりますか、という意味を言われてるんですか、そうじゃないんですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） できることにつきましては、基本的には大きな変わりはありません。ただし、先ほど言いましたように、指令までの時間が短縮をできたりとか、あとは新しいタブレットを導入したりとか、そういうふうな意味では、災害の状況もリアルタイムに指令センターのほうにも情報は流れてきますし、そういう面ではあります。あとは本当にパソコンの性能が上がった分だけ、やはり地図検索にしましても早くはなるとは思いますが、ほかに大きなことは何か、機械を、最新のものを入れ

たから何か特別できるかと言われると、それぐらい  
といいますか、画期的にパソコン自体はよくなって  
ますけども、使うのは人間ですので、その辺ってい  
うのをしっかりとしたいとは思っております。以上  
でございます。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 今言われたことは分からない  
ことはないんですけども、画期的になったわけでは  
ないということなんですけども、それでも十分なん  
だということだと思うんですけども、どうなんです  
か、素人目で見ても大きなお金を組んで、6億円近い  
お金で買うわけですからね。今おっしゃったような  
ことではちょっと、言い方では、何かちょっと納得  
しにくいなと僕は思うんですけどもね。よくなった  
という答弁をしてもらわんと。

○委員長（西田 真） 奥村委員ね、これ、耐用年  
数がもう10年以上経過して13年もたつとつた  
と、ほんで故障に対応する部品がもうなくなってく  
ると、それで替えざるを得ないという期間的な問題  
も部品の調達の問題もありますんでね。その……。

○委員（浅田 徹） 関連してよろしいか。

○委員長（西田 真） 浅田委員、どうぞ。

○委員（浅田 徹） 今の……。

○委員（奥村 忠俊） ちょっと、委員長。（発言す  
る者あり）

○委員（浅田 徹） 分かりました。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○委員（奥村 忠俊） 答弁聞いてないんで。関連し  
て質問されればよろしいんですけども。

○委員長（西田 真） いやいや、奥村委員、どう  
ぞ。

○委員（奥村 忠俊） 古いから更新するという、そ  
れはそうなのでね。しかし、更新しても機能的に  
どうかという説明、最初されたんで、多少はよくな  
ったということを言われましたけども、消防のそう  
いった設備に投資するこれは何ぼぐらいかってい  
うことについては、ちょっと分かりにくいことがあ  
るんでね、でも、大方6億円近いお金をかけるわけ  
ですから、それなりによくなるんですと、こう言う

てもらったらええです、内容まで分からへんのやか  
ら。そういう言い方ではなかったんでね。

○委員長（西田 真） いやいや、多少はよくなる  
ということやから。

○委員（奥村 忠俊） 何がいやいやや。

○委員長（西田 真） いやいや、そのとおりのこ  
とを言っとられるとは思うんです。

○委員（奥村 忠俊） うん。

○委員長（西田 真） ただ、新しい……。

○委員（奥村 忠俊） ちょっともう委員長、こちら  
に入れてもらわにゃあない。

○委員長（西田 真） いや、奥村さんが同じこと  
何回も聞きなつた……。

○委員（奥村 忠俊） でも、はっきり分からないか  
ら、私、理解できなかったら聞いたらあきまへん  
のか。

○委員長（西田 真） いやいや、よろしいけども。

○委員（浅田 徹） 議事進行。

○委員長（西田 真） 議事進行がちょっとかかり  
ましたんで、どうぞ。

○委員（浅田 徹） 議事進行です。よろしいか、  
議事進行、納得されてないですけども。

まず、このセンターの更新整備につきましては、  
3月議会に出していただきました。私も一般質問し  
ました。これだけ大きな額で何ら質問ないというこ  
とで、総務委員会でも資料を持って別時間を取って  
説明もいただきました。3月議会に奥村議員さん持  
つとられる。皆さん持つとられると思います。

今回は、私が質問したいのは、議事進行です、複  
数社。複数社でそういうシステムについて予算でも  
って、それぞれ提案があつて。更新といいながらも  
システムはそのままそっくり入替えというふうな  
ことで説明を受けとつたんですよ。その入替えの時  
期も含めても、この製作から設置まで、全くトラブ  
ルのないように、それも説明を受けました。

問題は、これ随意契約とかなってるんですね。や  
っぱり大きなお金で、その辺でやっぱり刷新なも  
のでやるんじゃないかと、もう今あるものを入替えとい  
うふうなことです。汎用品的なもので、特別な

ものは造らないということも理解しました。この辺の今回はあくまでも、請負契約についてのっていうか、今回は議案として出てるわけですけども、随意契約に至ったこの経緯だけ、私は聞きたいと思います。ですから、3月議会の審査する際に、説明は、全て私は受けて理解して、この予算については可決をしてるわけですね。システム、図面とか全部頂きまして、余分に時間まで取って私たちは説明を、議員さんもおられたと思います。

○委員（奥村 忠俊） それ、ちょっと委員長、今、休憩ですか。

○委員長（西田 真） いや、議事進行がかかって、今その説明をされたんで。

○委員（浅田 徹） それを理解でき、今、もう結審したことで、今回出てるのは契約について当然、額、価格について、議会の議決を求めるということで出てきてる、議案が。システムそのものをどうするかという議案じゃなくて、それはもう3月で全て説明を受けて納得して、もう結審したものというふうに私は理解しておりますので、論点がそちらのことかなと、私は理解して議事進行で言わせていただきました。

○委員（奥村 忠俊） 委員長、休憩しようや。

○委員長（西田 真） 暫時休憩します。

午前10時18分 委員会休憩

午前10時32分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 今回の更新ですけども、ちょっと分かりやすく説明していただきたいと思いません。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○消防本部長（井崎 博之） 今回の更新につきましては、現状の機器が古くなっているというようなことがあります。これを具体的に申し上げますと、現状の指令センターを動かしている機械、このパソコンはウィンドウズ7というOSを基に動かして

おります。これにつきましては、もう現在のところサポートが終了している機種でございます。これをウィンドウズ10という最新のパソコンのOSバージョンに替えることによって、故障したときの対応もしっかりできること、また、一つ一つの操作のスピードであったり、処理能力、こういったものが、パソコン自体が上がっていますので、指令センター全体のシステムの稼働状況がよくなると考えております。

それと、それに伴いまして、先ほどからも出ておりますが、現場の状況を指令センターのほうに送るというような機能、これも従来からはあるんですが、確実な画像というか、現場の災害の画像が指令センターに送れて、指令センターで現在どういうふうな災害が起きているかというのが視覚で見えるような、こういったシステムも取り入れておりますので、従来より現場に部隊を早く送ったりとか、部隊の対応を確実にするというようなことが可能になってくることが、大きな特徴として上げられると思います。以上です。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 大変分かりました。できれば、更新されたら1回見せていただくというようなことをお願いできたらと思います。

○委員長（西田 真） 今、奥村委員から言われました。また完成した段階では、総務委員会として、また施設見学をお願いすると思いますので、その辺の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありませんか。

浅田委員。

○委員（浅田 徹） こんだけ高額で、4社なのん、5社かなんかあったんだけども、何か随意契約を、その契約について今回出てますが、契約について聞きます。どうでしたか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○消防本部参事（川見 真司） 入札につきましては、本年の4月8日から4月21日までを一般競争入札として公募しております。4社の公募がありましたが、5月19日の入札の結果において応札業者が

1社となりまして、3社が辞退をされております。結果としまして、地方自治法の施行令に基づいて随意契約となったものでございます。以上です。

○委員（浅田 徹） 了解しました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（浅田 徹） 以上です。

○委員長（西田 真） 竹中副委員長。

○委員（竹中 理） メンテナンスはどこがされるのか、お願いします。

それと、先ほど保証期間が5年で6, 116万円ということで、5年過ぎたらどういふふうになるのかということと、あと、その切替え、今のやつと新しい機械の切替えのタイミングっていうのをどういふふうにするのかっていうのをお願いします。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○消防本部次長（井崎 博之） メンテナンスにつきましては、基本的には今回落札していただいた業者さん、その関連のメーカーによってメンテナンスをしていただきます。また、5年を過ぎたらどうするかということなんですけども、5年を過ぎましたら改めてそこで検討いたしましてメンテナンス業者を選考いたしますが、機器の特殊性から考えますと、どうしても継続して随意契約というような形で同じ業者での、メンテナンスという形に5年以降もなると考えております。

それと、切替えのタイミングなんですけども、今、指令台4台、4か所で119番を取るところがございます。これについては、2か所は必ず稼働できる状態にして、順次1台ずつ更新を、更新というか、切替えをしていくというような体制を取っております。完成の予定は、一応、今年度末には運用できるような形を計画しております。以上でございます。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩します。再開は10時45分。

午前10時38分 委員会休憩

午前10時44分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、第59号議案、豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

若森コミュニティ政策課長。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） 資料は75ページになります。第59号議案です。豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

78ページの豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例案要綱をご覧ください。

この条例につきましては、豊岡市立竹野南地区コミュニティセンターの休館日を、火曜日から日曜日に変更しようとするものです。これは、地域コミュニティ組織であるNPO法人わいわいみ・な・みと竹野南地区区長協議会から、コミセンの事業への影響が少ない日曜日に休館日を変更したいという旨の申出がありまして、それを受けて変更するものです。

なお、休館日を変更することにつきましては、コミュニティセンター定期利用の団体についても、特に意見はございませんでした。

なお、この条例の施行期日は2021年の7月1日からとしております。以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第60号議案、豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 81ページをご覧ください。第60号議案、豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の改正に伴う規定の整備のため、所要の改正を行うものです。

86ページをご覧ください。条例案要綱により説明いたします。

1、改正の内容、（1）のアにおきましては、個人の市民税において、非課税の判定基準となる扶養親族の規定について改正しています。

イでは、個人の市民税の寄附金税額控除の対象寄附金について改正しています。

ウでは、固定資産税において、登記簿等に所有者として登記等がなされている個人が死亡している場合における土地または家屋を所有している者は、現所有者に係る申告書を市長に提出しなければならないこと及びエにおいては、その申告をしなかった場合に、10万円以下の過料に処することを定めています。これは、なかなか相続登記がなされない現状下において、現所有者の調査特定に時間を要していることから制度化されたものでございます。

オでは、ただし書で規定する令和3年度の軽自動車税の種別割の納期を削ることを定めております。今年度が終わりました、令和4年4月1日に施行期日を削るということにいたしております。

カでは、個人市民税において、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除、いわゆるセルフメディケーション税制について、令和9年度まで延長することを定めています。

（2）では、法人の市民税について、地方税法の改正に伴う所要の規定の整備について定めております。

2の附則においては、この条例の規定を区分し、それぞれの施行期日などを定めております。

なお、87ページから94ページまで新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 改正の関係のウですね、ウです。死亡している場合における土地または家屋を所有している者に等々ですが、実際こういうものは豊岡市内で現状として見受けられるのかどうか、その辺は市としてはどのように感じておられるか。ある程度そういうものが見受けられるから、条例をこう改正されたというふうには思えるんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 年間、固定資産税をお持ちの方で亡くなられた方っていうのが大体900件、800件から900件ぐらい、令和2年度におきましては934件ございまして、そのうち届出、何もこちらが働きかけなくても届出があった方が800件ほどあります。残りの100件ちょいぐらいが届出がないということで、文書を出したり、調べたりするというような現状にございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） そういうことで、現状がそういうふうにな、やはり不明なのが残ってるというこ

とについては、きっちりと、どういったらいいのかな、死亡された後の市からの通知とか周知については何か実際行われているのかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 現状におきましては、死亡届を出された方が一番近いであろうということで、その方をたどって、文書で次の納税通知はどなたに出したらいいのでしょうかというようなことをお聞きしております。ただ、その方が、全然相続人ではない方が出されることもありまして、そういう場合には調査をしまして、この人であろう、できるだけ豊岡に近い方に文書を出して、このようなお願いをしているという現状にあります。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） そうすることによって、少しはそういうものが減少しているというふうに理解したらいいか、どうしてもできないというのは、やっぱり亡くなられた方の何%かはどうしても不明のまま残ってるというのが現実ですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 調べた上で、全員が例えば相続放棄をされてるというふうなときには、どうしようもないので、賦課できないという状況になって、その後、それをお金に換えるかみたいなことの検討になるんですけど、大体調べていくと、どなたかが相続人として残っていらっしゃると思いますので、その方に文書でお願いして、何とか届出をしていただいているという現状にあります。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） そういうことによって、滞納が少しでも解消できるというふうに理解をしたらいいわけですね。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） ただ、あまりにも遠くの人過ぎて、豊岡に縁もゆかりもないわってというような方が相続人に残ってるというようなときには、滞納になるケースも多少はあります。そういったときには、滞納処分という手段に出ていくということに

なります。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 実際、滞納を減らさなきゃいけないということがございますので、やっぱり強制収用といいますか、差押えとかいうふうなことになるというふうに理解したらいいんですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） はい、そのとおりです。

○委員（井上 正治） 了解いたしました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第61号議案及び第62号議案、豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定についてほか1件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 95ページをご覧ください。第61号議案、豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について説明いたします。

97ページ、条例案により説明いたします。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に期限を迎え、失効したため、条例を廃止し、附則において経過措置を定めております。

続きまして、第62号議案のほうの説明に移りま

す。99ページをご覧ください。豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、過疎地域の固定資産税の課税免除に関する条例制定を行うものです。

103ページをご覧ください。条例案要綱により説明いたします。

1につきましては、市の過疎地域において、製造の事業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業に係る機械及び装置、建物または土地に対する固定資産税について、課税免除することにより過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充等を目的とすることを定めております。今回、この対象業種に情報サービス業等というものが新たに付け加わりました。

2については、特別償却設備の取得等をした者については、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税について、3か年度課税免除することができることを定めております。

3については、固定資産税の課税免除を受けようとする者は、決められた日までに申請書を市長に提出しなければならないことを定めています。

4については課税免除の取消し、5については承継、6については規則委任について定めております。

7の附則については、この条例は規則で定める日から施行し、令和3年4月1日から適用することを定めています。施行日は、市の過疎計画策定に合わせる予定といたしております。

8においては、法人の課税免除の申請に関して、条例施行日までに申請期限となってしまう場合の令和3年度における特例を定めています。

なお、本条例に基づく課税免除による固定資産税の減収については、75%を普通交付税で補填されることとなっております。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 実際どうなんでしょうね、過疎地はこういう形で非常に有利に、この目的に書いてあるようにあるんですけども、これ以外に、地域といいますか、地区指定、過疎地というのは旧市町単位ですわね。それ以外に過疎地に指定されていない地域に辺地というのがありますね、辺地指定というのか。この辺との兼ね合いというのは、何かルールというのがあるのかないのか、ちょっと私も全く分からないんですけど、もし分かるのであればお尋ねしたいんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） 辺地はまた別でして、これはもう本当の小さい地域ということになります。それで、過疎地域の中にも辺地というのが入ってきます。過疎地域は旧町単位だったんですけども、これ辺地になると本当に、何々区というか、行政区単位みたいな格好になっていきますので、先ほどの課税免除とかそういうものは、辺地についてはございません。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 分かりました。いろいろと公共事業とか、ああいうときには、辺地では有利な辺地債か、というふうなものがあるのは分かるんですけども、こういうとこまでにはしてないというふうなことで理解させていただいていいですね。分かりました。

そして、実際このような形があるわけですけども、交付税として75%が交付されるという、対象に対してというふうにお聞きしたんですけども、実際、結構な額になるのではないかなという思いはするわけですけども、その辺の数字というのは、件数とか額とかというのは分かりますかね、この対象になっている部分というのは。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 交付税が幾らかというのはちょっと税務課では把握してないんですけど、大体、前制度でどのぐらいの額が免除されたかという

ことは申し上げます。前制度、これまでの制度で課税免除相当額というのが約1,000万円でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 案外少ないですね。

○税務課長（宮崎 雅巳） 税金です。税額です。

○委員（井上 正治） 税金ですから、まあまあ。低額ね、案外、思った以上に、もう少しあるのかなという思いはしたんですけど、まあまあ、これも条例ですので、そういう形で非常に生活にも苦慮されるという部分もありますんで、有効に使っていただいて、この辺をご存じの方があるのかなのかという部分もあるんでね、周知なんかはしっかりされとるんかな、分かるとるんかな、これ。税理士さんあたり通されたら大体これはご存じだと思うんですけども、個人で申告されとる人が分かるとるかなというような思いはするんですけど、機会を見て、税の便利帳なんかでもよろしいんでね、こういう制度がありますよというようなことを載せていただいたら、私は市民に周知はしやすいなど。

私はいつも思うんですけど、市が出した便利帳がありますね、毎年、あれは非常に役に立ちますね。分からないところが非常に分かりやすいということで、私、市民の方にはよく言うんですけど、本当に分からないときには1回、便利帳をのぞいてみてくださいと結構やるんで、そういうところも1回見ていただいて、やっぱり分かるように、分かりやすく説明していただいたら、市民の方にもいいのかなという思いもいたしております。よろしく願いしたいと思います。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第61号議案及び第62号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第68号議案、高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

大石但東振興局地域振興課長。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） それでは、151ページをご覧ください。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） 第68号議案、高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

154ページに条例案要綱をつけておりますので、ご覧ください。本案は、定義の公社造林であります公益社団法人兵庫みどり公社が、組織統合によりまして、公益社団法人ひょうご農林機構と変更されることに伴いまして、条例中の名称を改めようとするものです。

この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第68号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時03分 委員会休憩

午前 11 時 03 分 分科会開会

○分科会長(西田 真) 分科会を開会いたします。

それでは、これより 3、協議事項、(1) 付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まず、報告第 5 号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第 13 号、令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算(第 6 号)を議題といたします。

報告第 5 号、専決第 13 号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長(畑中 聖史) それでは、議案書の 5 ページをご覧ください。専決第 13 号、令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算(第 6 号)です。

本案につきましては、地方自治法の規定により、議会を招集する時間的余裕がないということで、5 月 21 日付で専決処分したものでございます。

第 1 条で、歳入歳出それぞれ 5,500 万円を追加して、総額を 488 億 6,081 万円としたものでございます。

概要としましては、新型コロナウイルス感染症対策で、対象施設の宿泊者に対して、市内の登録飲食店や土産物店等で使えるクーポンを配布することにより、市内での消費を喚起しようとするものでございます。

財源としましては、14 ページ、15 ページをご覧ください。全額、財政調整基金繰入金としております。

当委員会が所管いたします歳出はございません。

説明は以上でございます。

○分科会長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) ご異議なしと認めます。

よって、報告第 5 号、専決第 13 号は、承認すべきものと決定しました。

次は、報告第 6 号、令和 2 年度豊岡市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告第 6 号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る部分についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長(畑中 聖史) それでは、19 ページをご覧ください。報告第 6 号、令和 2 年度繰越明許費繰越計算書でございます。令和 2 年度から令和 3 年度に繰り越した額が確定いたしましたので、ご報告するものです。

22 ページ、23 ページをご覧ください。令和 2 年度中において繰越明許費としてお認めをいただいた分、合計 39 事業で、一番下段の計の欄、真ん中辺りといいますか、23 ページの一番左の列になりますけれども、翌年度繰越額というのがございます。23 億 1,624 万円ということになっております。当委員会が所管する事業でございますが、そのページの 9 款消費費でございますが、消火栓管理費 500 万円ですが、これが防災課の所管で、水道事業会計への負担金となります。

戻っていただきまして、20 ページ、21 ページでございます。一番上の公共施設マネジメント推進事業 1,032 万 9,000 円が公共施設マネジメント推進室の所管でして、地域デザイン懇談会運営支援業務等の委託料を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

ご異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 特にご異議ありませんので、報告第6号は、了承すべきものと決定しました。

次は、第69号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

第69号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正及び債務負担行為補正についてであります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

それでは、順次説明を願います。

財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、157ページをご覧ください。第69号議案、令和3年度一般会計補正予算（第7号）です。

第1条で、歳入歳出それぞれ1億8,008万8,000円を追加し、総額を490億4,089万8,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の追加及び変更、第3条で地方債の変更を行っています。

補正予算の概要ですが、通常の6月補正分として、緊急、やむを得ない事業の追加等とコロナウイルス感染症対策事業の追加等を行っています。

財源につきまして、186ページ、187ページをご覧くださいと思います。186ページ、187ページで、歳入補正予算総括表というのがございます。国県支出金等のほか、一般財源は財政調整基金繰入金1億600万円としております。当委員会が所管する歳入ですが、国庫支出金の主な内容欄、右側の一番下に地方創生臨時交付金2,685万円がございまして。それと、今申し上げました財政調整基金繰入金の1億600万円、この2点が当委員会の所管する歳入となります。

概要は以上でございまして、続きまして、財政課分を説明いたします。

173ページをご覧ください。上から2つ目の枠で、まず、土地管理費が財政課所管でございまして。総額751万8,000円のうち317万9,00

0円が、旧奈佐小学校と旧港西小学校について今後プロポーザルを実施し、売却や貸付けを行っていきたいと考えておりますが、そのための鑑定手数料と測量等の委託料となっております。その差額が433万9,000円となりますが、これにつきましては、普通財産として管理している土地につきましては、売却に向けて必要な測量、不動産鑑定等を行うものとなっております。

次に、その下の財産管理費6,000万円でございます。これは、緊急事態宣言の発令によりまして、本日付で解除はされておりますけれども、休業を行う指定管理施設につきまして、指定管理の継続のために休業補償を行い、支援しようとするものでございます。昨年度、第3号補正で指定管理者の支援ということで予算措置いたしておりますけれども、その支援と同じ考え方で行うものでございます。

財政課からの説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 続きまして、178ページ、179ページをご覧ください。一番下の段に災害対策費、災害対策事業費というのがございます。避難行動要援護者等の避難促進に係る補助金でございます。

近年の豪雨災害で、多くの高齢者や障害のある方が自宅でそのまま亡くなっておられるというケースがあります。市では、もともと地元区が中心となっていて、誰が誰をどこに、いつ避難させるのかということを決めた避難行動要援護者個別支援計画というのを策定いただいております。ただ、この作成がまだ未作成のところでは、例えば地域の方へ避難のときに手間をかけてしまうとか、あと、やっぱりちょっと一般の避難所では行きにくいというようなご事情があったりとかってことで、非常に避難を控えてしまわれるというような方がおられるケースがございまして、こういった方々に対しまして、安全な宿泊施設を避難先として利用いただけるように、要援護者ご本人と、それからお一人の介助者の方についての宿泊費、それからその方々の移動経費を助成するものとして、130万2,0

000円というのを計上させていただいております。

災害リスクが特に高い、本当に大きな川の近傍にお住まい、いわゆる堤防近傍の家屋倒壊危険区域だったりとか、あとレッドゾーンですね、土砂災害特別計画区域に住んでいらっしゃる方っていうような方を、今年度、試行的に実施させていただくということになります。

なお、今回、1災害につき2泊というのを限度としておりまして、これまでから避難情報を出すというようなケースが、年間平均すると、ここ数年で1ないし2というような回数になるというようなこともありまして、災害2回分といった言葉悪いですけども、2災害分を計上しております。

また、対象者につきましては、区長さんを通じまして、そういった利用が、もしくなつたとしたらありますかというようなことを照会させていただいて、ぜひとも活用させていただきたいというような方、それからあと、障害者の通所施設に行っておられる方で、こういった、先ほど言いましたような一般の避難所に行きにくいとか、ちょっと地域の方が避難支援をこまねいていらっしゃる、手をこまねいていらっしゃるというような方々がこれぐらいいるのではないかということで、教えていただいた方というのを想定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○総務課参事（宮代 将樹） 議案書の173ページをご覧ください。最上段です。歳出です。総務費、総務管理費のうち一般管理費、報酬の人件費について、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬として4万5,000円を計上しております。内容としましては、審査会に対し、実施機関から情報公開等に関する審査請求、いわゆる不服申立てに対する諮問があった場合、調査、審議するための審査会開催経費で、実施機関から審査請求を受理したとの情報が寄せられたため、5人の委員による2回の審査会開催経費として委員報酬を計上したものです。

私からの説明は以上です。

○分科会長（西田 真） 小川人事課長。

○人事課長（小川 琢郎） 同じく173ページをご覧ください。総務費、総務管理費、一番上の一般管理費のところでございます。人事給与費のところ業務委託料で人事アドバイザー業務、これを計上しております。これについては、本市の様々な人事課題、これについてのアドバイスを受ける業務委託料ということで計上いたしております。委託料の額は594万円を計上いたしております。

一つには、今年度、定員管理計画の改定を予定しております。先日、定年延長に関する法律が国会を通りましたので、そのことも加味した計画の改定について、各種の資料作成等、それから定員のシミュレーション等、そういうものを行うこと。それから、このほかにも本市の様々な人事課題、これにつきまして、人事に関する知見を持った専門科からの課題解決に向けたアドバイス、こういうものを受けるといことで、それから問題発生時に対処するためのアドバイスを受けたりといことで、人事に関する改善、解決を図っていきたいといことで考えております。以上です。

○分科会長（西田 真） 中奥情報推進課長。

○情報推進課長（中奥 実） 同じく173ページをご覧ください。ちょうど真ん中ぐらいに、行政情報化推進事業費ということをして上げております。今回、クラウド使用料として102万1,000円を計上しております。これは、BPR研修等を行いまして、業務改善に必要なツールを購入しようといことで今回上げさせてもらっております。内容としましては、業務改善ツールのキントーンを20ライセンスと、帳票作成等のキントーン関連サービス及びデータ分析ツールを導入しようと考えております。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） 若森コミュニティ政策課長。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） 同じく予算書、歳出の173ページの中ほどになります地域コミュニティ推進事業費です。これは、住民自治運営に係る実態調査に係る費用として643万6,000円を計上しております。この調査は、県下一斉に

行われる調査を、市の実情に踏まえた内容に改変して実施するもので、3月に県から話がありまして、当初予算に間に合わなかったため、補正予算で計上しております。

予算の内容については、委託料が多くを占めていますが、これは職員の作業を少なくするためのアンケートの回答結果の入力業務の費用、それから、アンケートの集計システムについては県から届くのですが、市のオリジナルにするための内容改変をする費用、それから、アンケートはウェブ回答の対応をさせたいと思っていますので、そのシステムの改修費などを委託料として上げております。

そのほか、アンケート項目やアンケート結果に基づいた課題を顕在化させること、それから、その対応を探るための専門家とかの協議に係る謝金や回答に係る郵便料などを計上しております。

アンケート項目については、現在検討中なのですが、市内82の小規模集落の約2,000世帯への世帯アンケート、それから、全ての区長とコミュニティ組織へのアンケート調査とし、行政区と地域コミュニティの支え合いの可能性について、具体的な行動につなげるものとしていきたいと考えております。

財源としまして、歳入については、予算書の169ページの中ほどの県の補助金で、地域再生大作戦事業費補助金の608万円としております。以上です。

○分科会長（西田 真） 井崎消防本部次長兼総務課長。

○消防本部次長（井崎 博之） 少し戻っていただきまして、160ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正、下段に記載されております変更の表でございます。これは、今年度更新整備いたします高機能消防指令センターの保守点検業務で、入札を終え、金額が決定したことにより減額補正するものでございます。

私からは以上です。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。質疑はありませんか。

土生田委員。

○委員（土生田仁志） 173ページをお願いします。事業内容としましてはいろいろ上げていただいているんですが、アンケートの内容のことで、どのようなアンケート内容で考えているのか、ちょっと現状で分かる範囲でお願いします。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） 世帯アンケートとか行政区アンケート、地域コミュニティのアンケートについては、いずれも困っていることや課題となっていること、それぞれの負担感を聞き出して、課題をあぶり出していきたいと思っています。市では地域コミュニティを通じて、行政区の機能を補完することを狙っていますので、具体的な行動につなげていきたいと思っています。以上です。

○分科会長（西田 真） 土生田委員。

○委員（土生田仁志） 集落カルテの作成とか対策の検討会がありますが、検討後、どのように生かすのか、その辺りでちょっと考えられることだけをお願いします。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） 活かし方としましては、先ほども申し上げましたが、具体的な行動につなげられるような、それぞれの課題をつなげていくことを想定しております。以上です。

○分科会長（西田 真） 土生田委員。

○委員（土生田仁志） その辺りの現状というのは今のところはまだ未定で、分かりましたら、分かり次第また教えてください。

あと、3番目に、今後の対策なんですけども、いろいろあって大変ですけども、先ほども伺いましたけど、対策が分かり次第、また教えていただきますようにお願いします。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（土生田仁志） はい、意見です。

○分科会長（西田 真） 意見としてね。

○委員（土生田仁志） はい、よろしくをお願いします。

○分科会長（西田 真） ちょっと答弁があったら。どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） 課題については大体、まだアンケート項目は調整中で、答えやすいようなアンケート、それから、皆さんにフィードバックするような形で計画をしております。カルテとか調査結果が分かりましたら、また提供させていただきたいと思っております。以上です。

○委員（土生田仁志） よろしくお願ひします。

○分科会長（西田 真） よろしくお願ひします。  
ほかにありませんか。  
竹中副委員長。

○委員（竹中 理） 先ほどの関連で、そこにあります小規模集落世帯の82行政区ってあるんですけど、これはどこを指すんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） これは県が指定した集落でして、小規模世帯集落については、市街地や旧の役場周辺を除く50戸未満で、高齢化率が40%以上の行政区で、県の指定となっております。

○委員（竹中 理） 高齢化率が40パー。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） 40%以上です。

○分科会長（西田 真） 竹中副委員長。

○委員（竹中 理） 高齢化っていうのは65でしたっけ。（「65歳」と呼ぶ者あり）65ですよ、ですか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） はい、65歳以上です。

○委員（竹中 理） 以上ですね。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） はい。

○委員（竹中 理） すみません、確認です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

竹中副委員長。

○委員（竹中 理） あと、この困り事っていう、これからアンケートの内容をあれと言われるんですけど、この中にジェンダーギャップみたいな、例えば女性の役員とか何かその辺入るんですかね、その辺は調整されたりとかするんですか、ジェンダー

ギャップ対策室とか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） ちょっとまだアンケート項目については検討中なんですけれども、県から届いている項目の中で、行政区の区長に対するアンケートとしまして、女性や若者が参加する話合いの場がありますかという項目が出ておりますので、その項目についてはアンケート内容に入りたいと考えております。ジェンダーギャップ対策室との協議は今のところ、まだしていません。以上です。

○分科会長（西田 真） 竹中副委員長。

○委員（竹中 理） される予定はありますか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） アンケート項目についてはまだ固まっていませんし、情報提供することも非常に大事だと思っておりますので、今後検討していきたいと考えます。以上です。

○分科会長（西田 真） 竹中副委員長。

○委員（竹中 理） 県のアンケートはそれでええんですけど、市独自でやっぱりそういうのも入れられたらいいかなと思うので、ぜひお願ひしたいと思ひます。以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○コミュニティ政策課長（若森和歌子） はい、検討してまいります。

○委員（竹中 理） お願ひします。

○分科会長（西田 真） よろしくお願ひします。  
ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中藤一郎） 旧奈佐の小学校の活用の部分ですけども、一般質問等々でもちょっと注意深く聞いてたんですけども、少し、どういうんでしょう、学校を統合する際には、地域の方々のために、いろんな形でサポート等々をするんだというふうな意味合いの中から、こういった廃校といひましょるか、統合がなされたと思うんですけども、一般質問の中でちょっと僕が聞ひてる範囲では若干何か、もうこういった形の政策を打った後は、地域の

皆さんで頑張ってくださいねっていうような、少しトーンダウンといいたいでしょうか、ある意味、地域任せ等々の雰囲気がちよっと感じられました。

ある意味、小学校がなくなるっていうのは、その地域に人が人口減少で減っていく中で、やはり地域が、活力がどんどん失われている地域なので、そういった部分を、やっぱりこういった利活用がうまくやらないと、ますますその地域が衰退してしまうというふうな部分があるんですけれども、一般質問でも答えられておられましたけれども、再度ちよっとその辺りの当局側の考え方を聞かせていただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） 今の、コミュニティの話ですか、地域コミュニティじゃなくて。

○委員（田中藤一郎） いやいや、はい、奈佐小学校の利活用の部分で。

○政策調整部長（塚本 繁樹） 基本的にはもう普通財産ということですので、あれは行政財産とは全く違うものになってきますので、普通財産となりますと、もうあとは売却とか、あと貸付けというようなことになってしまうんです。

それで、あとは、今一応あるということで、建物自体もあるし、場所もあるということで、コミュニティのほうにも使っていただくという話も出てますけども、原則はもう売却、貸付けという話になってしまいますので、地域からの要望には配慮したいとは思いますが、ただ、それで全て地域要望を聞いてしまいますと、全てのものを市が残していくような格好になってしまいますので、それはちよっと難しいかなと思っております。

それからあと、維持管理費もずっとかかってくるので、それを、そうしたら市が全部負担していくのかという話もなってくるので、その辺は非常に難しいと思っております。以上です。

○分科会長（西田 真） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） やっぱりこれ、僕も非常に難しい問題やというふうに思ってます。普通財産っていうふうな部分というのも分かるんですけれども、

やはりその地域っていうのは、ますますこういった小学校だとか中学校もあるのかな、が統合されていく中で、地域が考えているそういった利活用だとか、ある意味、学校がなくなってしまって、その後、どういうふうな、多分、地域の人っていうのは、市がどういうふうな運営の仕方や利活用をしっかりとやってくれるものだというふうな意味合いで、ある意味、賛成といいたいでしょうか、仕方がないなというふうな思いがあるんですけれども、ここでやっぱりいろんな意味合いで、市民感情だとか、何やもう全然市は、課が進めて、あとはもう一般財産して、適当にやっちゃったわみたいな感じになれば、ある意味、禍根を残すといいたいでしょうか、ほかの地域に対するこういった統廃合等々が抱えていく豊岡市の中では、非常に大きな問題になり得るかなというふうに私自身は考えておりますので、やっぱりそういった部分を、簡単には考えてないと思うんですけれども、やっぱりしっかりと地域との会話、また地域内との調整っていうのは十二分にしていた中で、そういった売却なりというふうな部分は考えていただかない限り、今後のこういったものに対する地域の人たちや市民や、また今回、関貫は、主人公は市民だというふうなスローガンの下に、政策的にもそういったものを進める中では、地域住民の皆さんのそういった思いもしっかりと組み入れた政策を考えていただくというふうな部分があるかとは思いますが、その辺りの考え方、再度になるかもしれませんが、お願いしたいと思っております。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） 田中議員がおっしゃっているとおり、あそこ、旧学校の利活用については、地域の活性化のためにということにはなってますので、その辺は十分、地元とも協議というか、ご意見等を伺いながらということにはなると思いますが、なかなかそれが全部、全て受け入れられるかという、相手さんもありますし、難しいのかなとは思いますが、できるだけその辺は努力していきたいと思っております。以上です。

○分科会長（西田 真） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） やはり地域にとりましては、教育、学校関係ってというような施設は、田舎になればなるほど強いつながりがあって、そういった部分を欠けてしまいますと、様々な諸問題が今後出てくる可能性があるのです、ここだけじゃなくて、いろんな部分の上で、本当にしっかりと地域の皆さんの声を聞いて進めていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。意見です。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。  
浅田委員。

○委員（浅田 徹） ちょっと一般質問でもさせていただきます。やっぱり住民自治、今回このアンケートと、それから地元の意見も聞かれる。

私、コミュニティの関係で、もう地元、地元、地元アンケートじゃなくて、コミュニティそのもの、4年たつわけですけどね、その当時のやはり行政課題がたくさん残ってる。ある地域では、その当時ですけども、50出して3つしか、大きな旧市内の、やっぱりいろんな要望、要求、質問を出したと、文書で、返ってこない。まあまあ、走りながら検討していきましょうと。

その中の大きい欄が、一つはやはりその中の、例えば移行する際の一括交付金の関係ですね、8割と、人口関係なしに、人口は2割だと。それで、事業費を一括でぼんと送られるわけです。全然その事業を、どんなことをしてるか、棚卸しもなさずして8割は一括、これ人件費ですよ。職員的にはマネジャーが1名、あとは地元で決めてくださいと。会長職でもばらつきがありまして、ご承知のとおり、もう年間120万円から24万円までばらつきがあって、それはもう決められたことだからいいですよ。事業についても年間100万円ぐらい、地元の自治会、区長会から出さないと事業はできないとか。その言い方は、地元のやっぱり住民、つまり、負担分ですね、区長会からということですけど、全てその活動、コミュニティに対しての活動事業に対して負担金、それはもう地元でやられることですから、それはどうぞおやりなさいと。こういうことを、しっかりかじ取りをしたのは、行政ですので、やっぱり

ある程度、もう4年になるわけですからね。次に次に計画だ、次のビジョンだなじゃなくて、しっかりその辺を押さえられたいと思います。

と、何でかいったら、やっぱり今回、奈佐小の統廃合の廃校になったことですね、奈佐で3年間ぐらいは何とか、まあまあ、使えるようにということですけども、体育館の使用料を取りますね。50万円ほど。それは面積に応じて、掛かる光熱費とかをトータルにして、いろんな維持管理ですね、土地管理費も全て、受水槽とかいろんなものも積み上げて、電気代から。そのうち体育館だけの面積でこれだけやっぱり使用料を下さいねと、もう学校施設じゃないから、一般財産ですから、それが52万円ほどだったと。それはもう行政、つまり、区長会でも負担をしなくちゃいけないということになります。

何が言いたいかいったら、公民館をそのままコミュニティに移行したわけですから、公民館っていうのは、言われたように、コミュニティセンターじゃなくて、公民館の施設については、昔は青空公民館で学校を使いました。少し、それから公民館のそのままの、公民館という施設はできたわけですけども、学校校地内の、あくまでも社会体育は学校開放、その後ですけども、やっぱり体育館と運動場と公民館を3つはセットで、あくまでもこれ公民館施設と、社会体育に当然学校も使っていくという、こういう構図の中で29地区やってきたわけですね。その中で、やっぱりスポーツなんかは県からも大きなお金が入ってきてるし、スポーツなんかは、前は体育指導員、そういうものが出ていく。ところが、そういうセンターだけ残って、あと、その学校廃校になったときに、全てそういう体育とか集会とか、大規模な拠点が、3つのうちの2つがなくなって、学校がという中での言わば機能ですね、この辺をやっぱりどうしていくかと。

それは確かに、まさに一般財産、一般というよりも学校から当然全ての管理が移ったら、これはもう仕方ないですね。ただ、地元開放していく、その辺の負担の在り方も含めてね、公民館から移行して、行政が、言わば行政主導でやられたことについて

ては、行政が関わる部分の平準化したらもうきっちり、僕はこの機会で作らないと、地元、地元で、やはり地元の自治になっていって、実際パイプ役いたら悪いですけども、マネジャーだけなんです、会長もいろんな行政経験がある方とか、いろんなところから、やっぱり地元から推薦だと。役員さんにしても、みんな通常は働いておられて、そのときに会議に招集されて、本当に参加される、全くボランティアですね。そこにそれだけ大きなかじ取りをするようなものは、地元だと、地元の意向だということを押つけて、よう言いませんけども、非常にその中で、言わば市の委託においては、そういう市の方針に基づいたものと同じようなものが出てくる、言わば結果としてね、結果として。

コンサル委託しても全く同じスタンスでやられると思いますけども、やっぱり地元を生かしていく、地元を殺さない、やっぱりそれよりも全く温度差も人口もやり方もばらつきがあるわけですから、しっかりその辺をね。行政が見極めて、ある程度しっかりと、やっぱりリードをしていかないと、手続、事業、事務だけで回していったら、これはもう地域、僕はもたないという考え方を持っていますので、これを契機にうまく、そういうことも含めて。

また、社会教育委員はこの5月で廃止になりました。こういうね、これ社会活動についてのこれを審議していくような、コミュニティと自治と行政分野というようなことについては、社会体育も含めて、やっぱりそれは委員会を立ち上げられて、それはそれで専門的にやはりここに意見具申するぐらいな、積極的な市の言わば取組がないと、僕はもう駄目だと思っています。

これは長々言いましたけども、要望というふうに聞いてください。よろしく願いいたします。以上です。

○分科会長（西田 真） 何か答弁ありましたら。

○委員（浅田 徹） いやいや、ようけ、まあ、答弁よろしいです。答弁求めません。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（浅田 徹） はい、よろしく願いします。

○分科会長（西田 真） そうしたら、担当の方はちょっとその辺も、今、浅田さんが言われたことも考慮していただいて、また今後検討していただければということでよろしく願いしておきます。よろしいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第69号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第76号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

第76号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、6月17日に追加で出ました議案の43ページをご覧ください。第76号議案、令和3年度一般会計補正予算（第8号）です。

第1条で、歳入歳出それぞれ2,908万9,000円を追加して、総額490億6,998万7,000円とするものでございます。

本案の概要ですが、2件ございます。1点目が、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会による総合支援資金というのがありますが、この特例貸付けを利用できない世帯で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対して支援金を支給するというものでございます。

2点目が、緊急事態宣言下において、酒類を提供

する飲食店等の休業、営業時間短縮営業等により、直接的で深刻な影響を受けている酒類販売事業者と自動車運転代行業者に対して給付金を支給すると、この2点でございます。

財源としましては、52ページ、53ページをご覧ください。国庫支出金のほか、一般財源は財政調整基金繰入金を充てることといたしております。

概要は以上で、当委員会が所管します歳出はございません。

説明は以上でございます。

○分科会長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) ご異議なしと認めます。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員会に付託及び分科会に分担されました案件の審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。

当局の方、何かありませんか、言い忘れたこととかありませんか。

成田部長、何かありませんか。よろしいか。

委員の皆さん、ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、当局の皆さん、ご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）

ここで分科会を暫時休憩します。

午前11時44分 分科会休憩

---

午前11時45分 委員会再開

○委員長(西田 真) それでは、委員会を再開いたします。

これより3、協議事項、(2)意見・要望のまとめについて、ア、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 委員会休憩

---

午前11時45分 委員会再開

○委員長(西田 真) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、委員長意見に付すべき内容を検討していただきましたが、特にないということがありました。

委員長報告についてですが、内容について、正副委員長に何かあれば一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時46分 委員会休憩

---

午前11時46分 分科会再開

○分科会長(西田 真) 分科会を再開いたします。

これより3、協議事項、(2)意見要望のまとめについて、イ、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しました。

ここで、分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分 分科会休憩

---

午前 11 時 52 分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

分科会意見・要望について、休憩中に意見を集約しました。その結果を、ちょっと浅田委員から報告していただきます。

浅田委員、どうぞ。

○委員（浅田 徹） 先ほど説明がありました地域コミュニティの、県からの意向調査の関係の中に、やはり市の独自のエキスを入れるという説明がありました。その入れていくエキスの中に、やはり今まで問題になってる、公民館からコミュニティに移行した当時の課題もたくさんあります。そういうものを地元にも問うていく。また、市もその対策をやっぱりこの1年かけて地元に出していくような、そういう体制も含めて、言わば同時進行していくと、こういうことを切に要望していくというふうな内容で意見を出すということによろしいでしょうか。

○分科会長（西田 真） 今、浅田委員が言われたように、地域コミュニティの件に関して意見を付すということで、この内容については分科会長報告について、先ほど言われた浅田委員のことを集約して、その内容については正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で分科会を閉会します。

午前 11 時 54 分 分科会閉会

---

午前 11 時 54 分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開します。

これより3、協議事項、（3）市民との意見交換会についてに入ります。

5月25日発行の議会だよりで、意見交換を希望する団体を6月11日期限で募集したところ、応募はありませんでした。ちなみに建設経済委員会と文

教民生委員会は、それぞれ応募があったようであります。総務委員会だけ応募がありませんでした。

（「難しいな」と呼ぶ者あり）はい、そういうことでちょっと協議をしたいと思います。

暫時休憩します。

午前 11 時 54 分 委員会休憩

---

午後 0 時 01 分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に、市民との意見交換会について協議をさせていただきました。その中で、竹中副委員長が言っておられましたイーブンネットたじまという団体があるんですけど、その団体とジェンダーギャップ等、いろんな問題も含めて、意見交換会をしたいということでまとまりましたんで、皆さん、よろしくお願ひしたい思います。

そして、日程は7月20日以降、8月上旬ぐらいの間で、相手さん、イーブンネットたじまと調整して、また公的行事を外して、その空いてる日にちで日程調整して、皆さんにお諮りしたいと思います。

そういうことで、皆さん、ご了解いただきます。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上のように決定しましたので、よろしくお願ひいたします。（発言する者あり）

それでは、これより（4）閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料4ページにあります委員会重点調査事項を、閉会中の継続審査事項として、議長に対し申出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより4、その他に入ります。

その他、委員の皆さんの方から何かあればお願ひいたします。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、委員の皆さん、特になしということでしたけど、管内視察の日程の、

皆さん、確認をしていただきたいと思います。

総務委員会の掲示板で、5月19日に出してる分  
であります。皆さん見ていただいたと思うんですけ  
ど、ちょっと出していただけますか。（発言する者  
あり）総務委員会掲示板。

出ましたか。（「出ました」「はい」と呼ぶ者あ  
り）

この日程で予定をしとったんですけど、取りあえ  
ず延期という格好になって、今後この行程で日程調  
整をしようということで皆さんにお諮りするんで  
すけど、日程は7月14日の水曜日という案があ  
るんですけど、その日程で、皆さん特に異存がなけ  
れば、その日程に決めたいと思いますけど。

○委員（奥村 忠俊） 14日ですな。7月14日水  
曜日。

○委員長（西田 真） 相手が、駄目だったら、ま  
た日程調整せなしゃあないですよ。

その辺はずっと空いてますんかいね。

○委員（竹中 理） 広報のセミナーがあります。

○委員長（西田 真） セミナーが何日にありませ  
るか。

○委員（竹中 理） 13、14、15。

○委員長（西田 真） ああ、あかんのか。

○委員（竹中 理） オンラインでやるんです。

○委員長（西田 真） オンラインですか。

○委員（竹中 理） だから、ずっと。

○委員（田中藤一郎） ちょっと僕もその週が。

○委員長（西田 真） ちょっとこれ、そしたら…  
…。

○委員（田中藤一郎） 次の週がいい。

○委員長（西田 真） 火曜日以外だったらいいん  
……。

○委員（奥村 忠俊） 16日はどうですか、連日に  
なっちゃうか。

○委員長（西田 真） いやいや、それはいいだろ  
うけど。

○委員（竹中 理） それはいい、それはええです  
けど。

○委員（奥村 忠俊） 16日だったらオーケーです

けど、今。

○委員（竹中 理） 僕も16はオーケーです。

○委員（田中藤一郎） 僕も大丈夫です。

○委員長（西田 真） そしたら、7月16日は、  
これは金曜日か。

そしたら、7月16日で、佐伯さん、取りあえず  
調整していただいて、相手さんのこともあるんで、  
決定したらまた皆さんに周知するというので、行  
程はこういう格好で、変更もあるということで、皆  
さん了解いただきたいと思います。（「はい」と呼  
ぶ者あり）

そしたら、総務委員会の管内視察の日程は7月1  
6日の金曜日、ここで決定をしたいと思います。相  
手さんがありますんで、日程変更もあるというこ  
とで、行程も含めて決定すれば、佐伯さんのほうから  
周知をしていただくということでご了解いただき  
ます。

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

委員の皆さん、ほかに何かありませんかね、これ  
はどうだというようなことがありましたら。よろし  
いか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会  
いたします。お疲れさまでした。

午後0時10分 委員会閉会

---